

令和6年度 みんなで支える森林づくり地域会議 次第

日時：令和6年11月29日
13時30分から15時30分
会場：松本市島内山田地区

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 森林税活用事業現場視察

開かれた里山の整備・利用促進事業現場

5 会議事項

(1) 開かれた里山の整備・利用計画書への意見照会について（報告）

(2) 令和5、6年度森林税活用事業の実施状況について

(3) その他

6 そ の 他

7 閉 会

(様式1)

令和6年 6月20日

開かれた里山の整備・利用計画書（案）

長野県松本地域振興局長 様

里山整備利用推進協議会の名称
贄川中畑地区地域振興協議会
住 所
塩尻市大字贄川942番地10
代表者 氏名
会長 古畑 勇

1. 里山整備利用地域の名称等

名 称	塩尻市 贄川中畑地区里山整備利用地域
認定年月日	当初 令和2年（2020）1月27日 変更 令和6年（2024）1月31日
認定面積	当初 17.8ha （変更 24.8ha）

2. 県民協働による里山の整備・利用事業（一般）の実績及び計画（平成30年度以降）

単位：万円

活用実績・計画	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計
里山整備利用地域活動推進事業 （最長3年間：補助率10/10以内）	30				31	61
里山資源利活用推進事業 （上限事業費150万円：補助率3/4以内）						

3. 「開かれた里山」における活動の基本方針

(1) 里山整備利用地域における協議会の活動状況

本会は、平成元年ごろから自治会で地域の環境整備を行い、コミュニティー広場（森林公園）を中心に除草作業を実施していたことから、周りを取り巻く里山の保全や有害鳥獣駆除対策を行う意識が高まり、令和元年度 塩尻市大字贄川中畑地籍を中心に協議会を発足し里山活動を行っています。身近な里山に親しみを持って頂く為に、レクリエーションや健康づくりの拠点として、森林公園マレット場周辺の森林整備活動及び、椎茸の駒打ち体験などを継続的に実施しています。

(2) 里山整備利用地域の特長

公的な事業としては、年2回の地域住民による除草作業の実施、協議会が中心になり森林整備計画を立て事業の実施に取り組んでいます。

(3) 「開かれた里山」としての整備・利用の方針

ア より多くの県民等が広く親しめる「開かれた里山」づくりの考え方

山の木材を資源として活用するだけでなく、訪れた方が森林の中を散策等しやすい環境の整備を実施する。

イ 「開かれた里山」における森林整備の方針

里山を多くの方が憩いの場所として活用できるコミュニティー広場周辺を整備することで、高齢化が進む地域でも地域住民が主体的レクリエーションや健康づくりに取り組める、持続可能な里山の整備・利用体制の構築を目指します。

ウ 「開かれた里山」の整備・利用に向けた里山整備利用推進協議会の活動

各種イベント実施を通じて子供の頃から身近な里山に興味関心を持てる人材育成と、森林公園（憩いの場）づくりを通じて、土地所有者とプロである方々の指導を仰ぎながら森林整備作業に、住民が役割を持って参画できる里山づくり活動を展開します。

（４）「開かれた里山」の対象とする里山整備利用地域の面積及び位置

面積 24.8 ha 位置は別添森林計画図のとおり

4. 「開かれた里山」の整備・利用の全体計画

計画内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
「開かれた里山」における森林整備 計 (ha)			7.0	2.5	3.0	12.5
(m)			930	800	1000	2730
花木等の植栽 (ha)						
下刈り (ha)						
修景林間整備 (ha)			1.0		1.5	2.50
竹林整備 (ha)						
① その他整備 (間伐) (ha)			6.0	2.5	2.0	10.5
② 付帯施設等整備 (森林作業道) (m)			930	800	1000	2730
「開かれた里山」における 里山整備利用地域活動推進事業 (2年間：補助率10/10以内)				40.0		40.0
整備計画の策定・地域の合意形成等 (万円)						
「開かれた里山」における 里山資源利活用推進事業 (上限事業費100万円：補助率3/4以内)						
資機材導入等 (万円)						

5. 「開かれた里山」における活動の広報計画

広報活動の計画 (具体的な方法、頻度等)	HP	市HP
	SNS	
	広報誌等	広報しおじり

6. 「開かれた里山」における県民等の利活用計画人数（計画年度から5年後まで）

計画の内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
イベント等による利活用計画人数（人）			10		10		20
イベント以外の利活用計画人数（人）			50	50	50	50	200
合計（人）			60	50	60	50	220



塩尻市贄川中畑地区 里山整備利用地域 活動概要

名称	贄川中畑地区里山整備利用地域		
中心となる集落	塩尻市 贄川中畑地区		
認定年月日	令和2年1月27日	認定面積	24.8 ha
活動推進主体	贄川中畑地区地域振興協議会 構成員：地域住民等46名（令和6年1月時点）		
概要	当該里山整備利用地域は、贄川駅を中心とした贄川中畑地区南側の里山で、山頂の大黒殿には山の神が祀られ、山の神の祭りや、旧贄川小学校の学習の体験の山として活用されていた。また、古くから生活に関わる薪炭林やキノコ山としての活用も盛んであった。しかし、生活様式の変化や木材価格低迷、過疎化や少子高齢化により森林資源の活用が廃れ、森林の荒廃が進んでいた。このことについて、以前より自治会で実施していた地域環境整備（除草作業など）において、里山保全や有害鳥獣対策への意識が高まり、令和元年に地域協議会を発足、森林整備を進めて林内を明るくすることで、野生鳥獣被害の軽減や気象害防止を図ってきた。		
活動経過	【定期活動】（継続的に毎年度実施） ・森林公園、マレットゴルフ場周辺の草刈り、危険木伐採作業など ・地域マレットゴルフ大会の開催 【その他活動】 ・地域住民対象のシイタケ駒打ち体験学習 ・チェーンソーの目立て講習会 ・地域貢献のための薪配布		
里山整備状況	【森林整備】協議会が中心になり森林整備計画を立て事業の実施に取り組んでいる。 ・間伐、修景林間整備 合計面積 9.46ha ・作業道設置 合計延長 1,956m		



森林整備状況

荒廃森林を整備し、林内が明るくなったことにより、地域の人々が里山に親しめるようになる。野生鳥獣が潜む藪を刈払った事により鳥獣被害の軽減を図る。



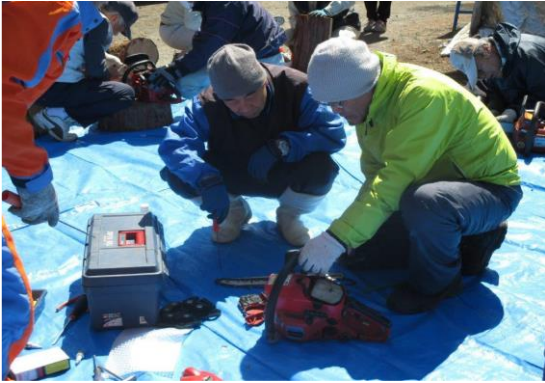
活動状況

草刈り活動

森林公園、マレットゴルフ場周辺の草刈り作業、危険木伐採などを年2回実施している。



チェーンソー目立て講習会



シイタケ駒打ち体験教室



(様式1)

令和6年9月10日

開かれた里山の整備・利用(変更)計画書(案)

松本地域振興局長 様

里山整備利用推進協議会の名称

生坂村高津屋森林公園管理組合

住 所

長野県東筑摩郡生坂村大字東広津19829

代表者 氏名

一ノ瀬 貞男

1. 里山整備利用地域の名称等

名 称	生坂村高津屋森林公園里山整備利用地域	
認定年月日	平成20年(2008年)1月25日	
認定面積	99.37	ha

2. 県民協働による里山の整備・利用事業(一般)の実績及び計画(平成30年度以降)

単位:万円

活用実績・計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	年度	年度	計
里山整備利用地域活動推進事業 (最長3年間:補助率10/10以内)	22	22	29			73
里山資源利活用推進事業 (上限事業費150万円:補助率3/4以内)						

3. 「開かれた里山」における活動の基本方針

(1) 里山整備利用地域における協議会の活動状況

平成11年に発足し、平成20年に里山整備利用地域の認定を受けた高津屋森林公園管理組合は以下の活動を実施している。

- ・園内整備作業…高津屋森林公園の園内草刈りや倒木の除去、竹林園や山菜園などの整備を継続的に実施している。
- ・人材育成…地元集落住民の高齢化により管理組合の人数は減少しているが、村外からの農業志望の移住者に新たな組合員として参加してもらう等、関心を高める工夫をすることにより、組合員の確保に繋がっている。
- ・毎年継続的に実施しているシイタケのこま打ち体験教室のほか、タケノコ採りや山菜採りなどを希望により体験できる体制を整えている。

(2) 里山整備利用地域の特長

高津屋森林公園は平成11年の開園以来地元集落住民による管理組合により管理・運営している。公園内には、体験交流センター、バーベキューハウス、コテージ、キャンプエリア等自然に囲まれた中での滞在・レクリエーション施設のほか雄大な北アルプスを望む展望台や、山菜、タケノコ等の収穫を体験できる山菜園など、広く里山に親しめる施設が整備されてる。

自然を体感しつつ滞在できるように令和4年から新たにキャンプエリアをオープンさせた。このことにより星空観察や野外でのバーベキューが可能となり利用者層の広がりを見せている。森林公園の利用者は年間約1800人、県民のみならず県外からの利用者も多い。

(3) 「開かれた里山」としての整備・利用の方針

ア より多くの県民等が広く親しめる「開かれた里山」づくりの考え方

- ・レクリエーションや健康づくりの拠点としての里山整備・利用（継続）
自然に囲まれた中で、昼夜を通して滞在し得る施設と体験型アクティビティを充実させることで、利用者が心身ともにリフレッシュできる環境を提供する。
- ・山菜やキノコ等、森の恵みを楽しむ拠点としての里山整備・利用（継続）
継続的に実施しているシイタケ駒打ち体験教室のほか、タケノコ採りや山菜採りの体験も充実させていく。
- ・県民が広く自然と親しめる拠点としての里山整備・利用（継続）
体験交流センターやコテージを利用した小中学生の自然合宿やアウトドア体験、企業等の研修会などの拠点を引続き提供していく。
- ・景観等を活かした観光の拠点としての里山整備・利用（発展）
展望台までは細い遊歩道のみであり利用者が制限されている。このため、小型自動車が通行できる道を整備して、お年寄りなど幅広い世代が利用出来るよう改善を図る。
また北アルプスの景色を満喫できるように周辺を整備することにより眺望の改善を図る。

イ 「開かれた里山」における森林整備の方針

森林整備を定期的に進め、放置された森林や竹林を減れしていき、人の出入りが容易で整備された環境を維持する。

ウ 「開かれた里山」の整備・利用に向けた里山整備利用推進協議会の活動

- ・草刈りや除伐など、定期的な整備作業を行い観光客が自然の美しさを堪能し、また来たいと思えるような環境づくりを推進する。
- ・利用者がより森林に親しめるように、シイタケ駒打ち体験教室などの体験会を積極的に開催すると共に、その情報をHPやSNSを通じて積極的に情報発信する。
- ・ドローンにより撮影した四季折々の雄大な景観をSNSを通じて発信することにより、広く県民等に関心を持ってもらい、森林公園への来訪を促す。

(4) 「開かれた里山」の対象とする里山整備利用地域の面積及び位置

面積

99.37 ha

位置は別添森林計画図のとおり

4. 「開かれた里山」の整備・利用の全体計画

計画内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
「開かれた里山」における森林整備 計 (ha)			13.5	13.5		27
(m)						
花木等の植栽 (ha)						
下刈り (ha)			5	5		10
修景林間整備 (ha)			4	4		8
竹林整備 (ha)			0.5	0.5		1
① その他整備 (シイタケ原木生産) (ha)			4	4		8
② 付帯施設等整備 (作業道設置) (m)						
「開かれた里山」における 里山整備利用地域活動推進事業 (2年間：補助率10/10以内)			230	30		260
整備計画の策定・地域の合意形成等 (万円)						
「開かれた里山」における 里山資源利活用推進事業 (上限事業費100万円：補助率3/4以内)						
資機材導入等 (万円)						

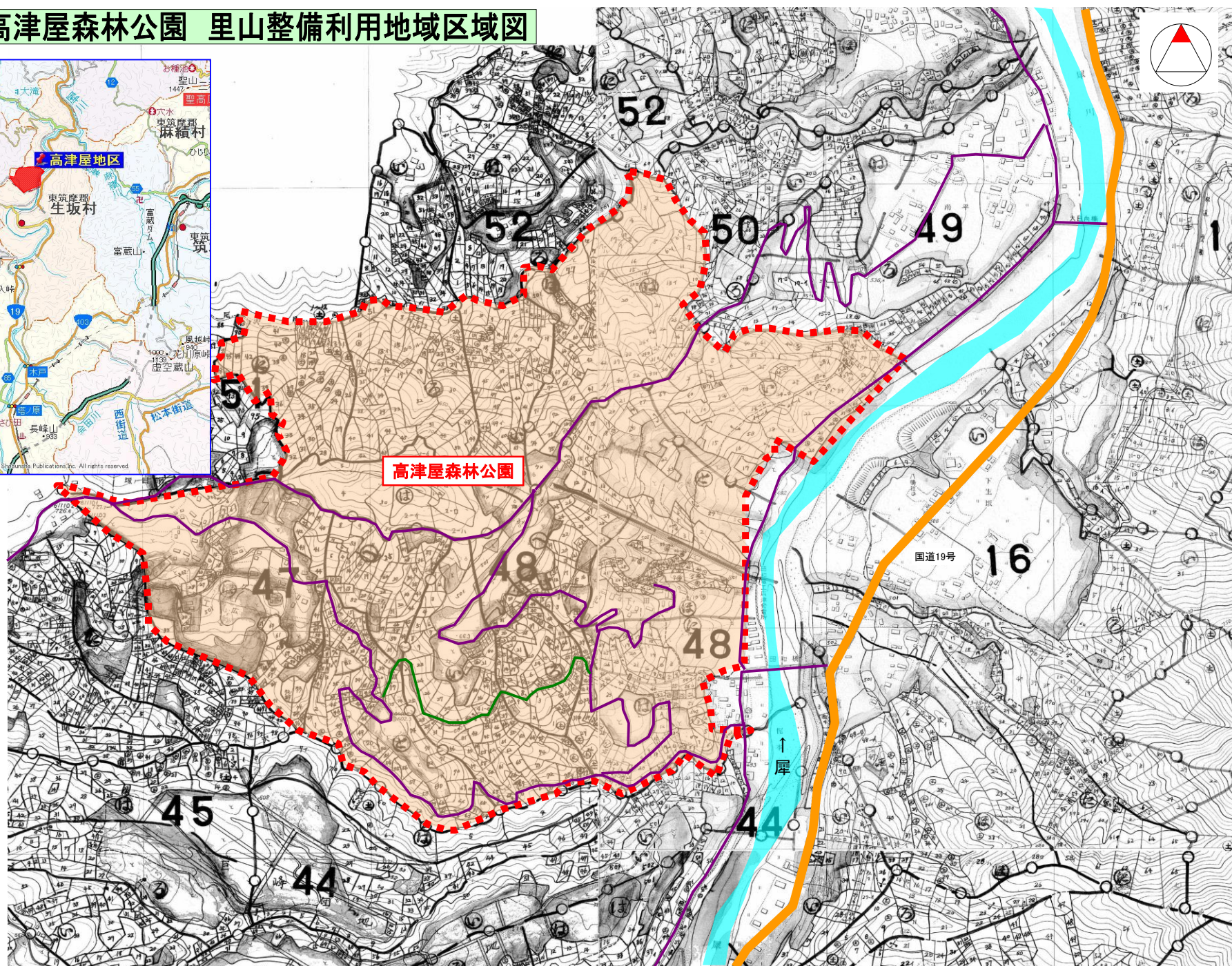
5. 「開かれた里山」における活動の広報計画

広報活動の計画 (具体的な方法、頻度等)	HP	イベント等が行われる際に、告知を行う。
	SNS	事業が行われる際に、生坂村公式LINEから告知を行う。
	広報誌等	村内の広報誌にて事業の告知、事業報告等を行う。

6. 「開かれた里山」における県民等の利活用計画人数 (計画年度から5年後まで)

計画の内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和 年度	合計
イベント等による利活用計画人数 (人)	60	60	60	60	60		300
イベント以外の利活用計画人数 (人)	1740	1740	1740	1740	1740		8700
合計 (人)	1800	1800	1800	1800	1800		9000

生坂村高津屋森林公園 里山整備利用地域区域図



生坂村高津屋森林公園 里山整備利用地域 活動概要

名称	高津屋森林公園里山整備利用地域		
中心となる集落	生坂村 昭津区・大日向区		
認定年月日	平成20年1月25日	認定面積	99.4 ha
活動推進主体	生坂村高津屋森林公園管理組合 構成員：地域住民等24名（令和6年4月時点）		
概要	当該里山整備利用地域は、国道19号から犀川を挟んだ昭津・大日向地区の里山で、区域内に、眺望よさと森林資源を生かした体験・滞在型施設である高津屋森林公園が整備されている。森林公園には、森林体験交流施設やセミナーハウス、キャンプエリア、バーベキューなどが整備されていて、村民のみならず、地域外から訪れる観光客の憩いの場として多面的な森林の利用を促進している。		
活動経過	【定期活動】（継続的に毎年度実施） ・森林公園内及び周辺沿道の草刈り整備、枯損木・倒木等危険木の伐倒除去 山菜園・竹林園・きのこ園の整備・草刈 ・シイタケ駒打ち体験教室 【その他の活動】 ・タケノコ採り・山菜取りなどイベント開催		
里山整備状況	・枯損木や傾倒木などの危険木、倒木を定期的に伐採・除去を実施。 ・山菜園などに活用している里山は、草刈など整備を実施。		

位置図



施設状況



体験交流センター



コテージ



キャンプエリア

活動状況



山菜園草刈状況



山菜狩り体験

公園内に設けられた山菜園は、定期的に草刈りや枝払い等の整備を実施し、タラの芽やウド、ワラビ等の山菜を収穫体験できる。令和4年度には来園者が歩きやすいように遊歩道を整備し、より安全に山菜採りを楽しめる空間とした。山菜園のほかに竹林園も整備され、そこではタケノコの収穫が体験ができる。



間伐作業

シイタケの原木採取、キャンプ場で販売する薪づくり及び、眺望確保のための修景林整備を兼ねて、利用地域内の広葉樹を間伐し、利用している。



シイタケ駒打ち体験教室

継続実施しているGWのシイタケ駒打ち体験教室は好評で、村内外から多くの人が毎年参加している。ただ、原材料の値上がりにより、本年度から体験費をお願いしている。

長野県森林づくり県民税による

森林資源の利活用に向けて

～里山整備利用地域制度の概要～



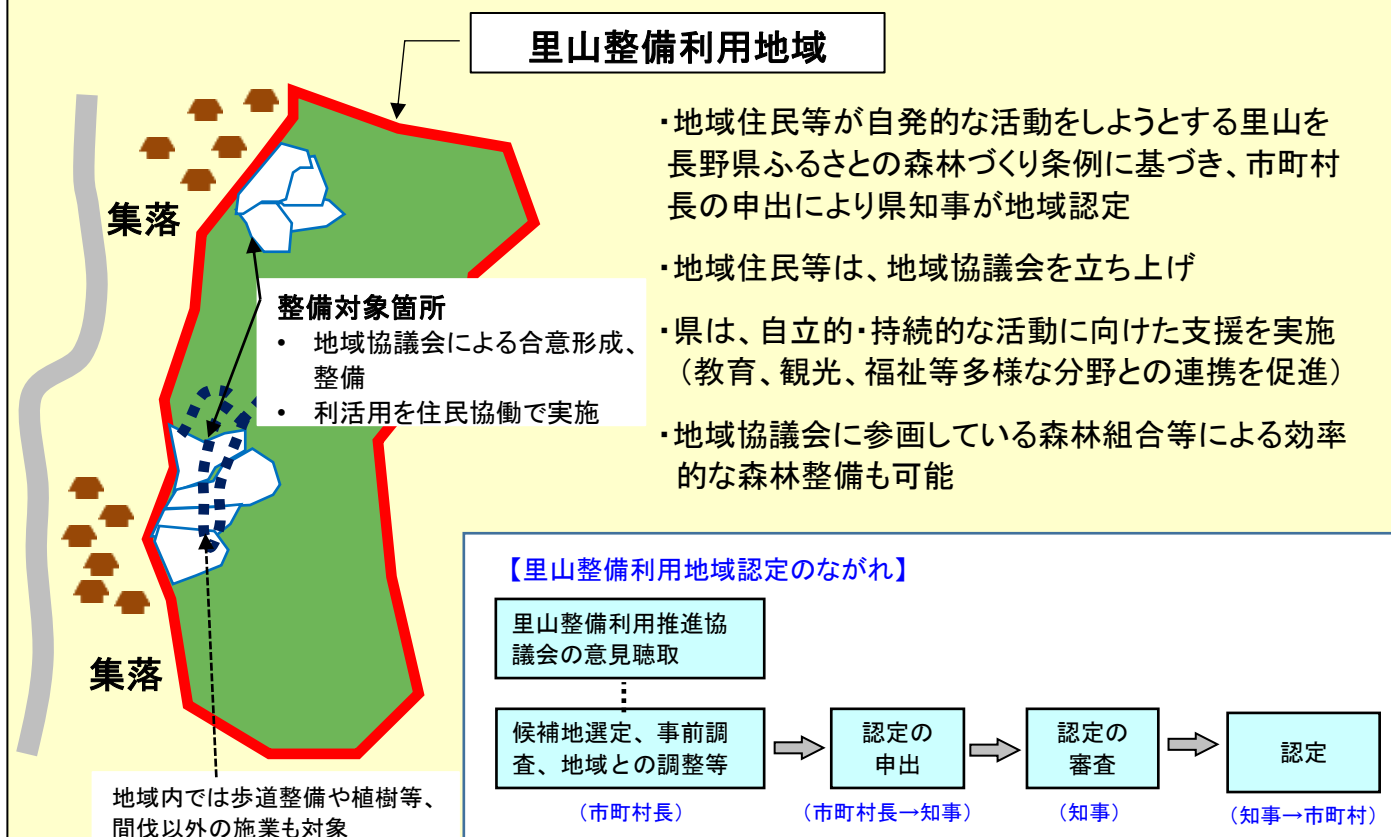
長野県

住民等による利活用のための里山整備の推進

里山と地域の関係性を再構築し、地域の主体的な里山の整備・利用を推進するため、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく「里山整備利用地域」において、森林づくり県民税を活用した地域の主体的な取組を支援します。



里山整備利用地域とは



里山整備利用推進協議会～多様な方々の参画による地域の里山づくり～



【里山整備利用推進協議会】

地域の実情に応じ、森林所有者や地域住民、市町村、関係団体、企業、ボランティア、教育機関の関係者などを構成員とした「里山整備利用推進協議会」を組織します。

【認定の要件】

- ・ 対象森林面積が5ha以上
- ・ 密接に関係する集落が存在
- ・ 地域住民等による自発的な活動を行うための体制
- ・ 里山の整備及び利用を推進する活動
- ・ 継続的な活動

里山整備利用地域の認定までの流れ

まずは相談

里山を利用して活動したいことがあれば、地域振興局林務課又は市町村の林務担当部署にまずはご相談ください。
里山整備利用地域の認定に必要なポイントをお伝えします。
(連絡先は最終面をご覧ください。)



里山整備利用推進協議会の設立

地区説明会で関係者への合意形成を図ります。地域の理解が得られたら、関係者で「里山整備利用推進協議会」を設立します。

自治会やNPO団体など、既存の団体が受け皿になることも可能

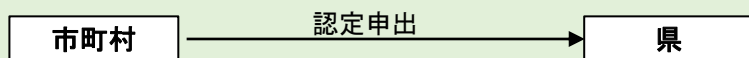


【里山整備利用推進協議会の設立に必要なもの】

- ・規約
- ・会計（既存の団体が受け皿になる場合は、会計を区分することが必要です）
- ・構成員名簿、役員

市町村に認定の申出を依頼

里山の整備・利用の内容、場所などを決めて、市町村に認定の申出を依頼します。市町村から県に認定申出が行われます。

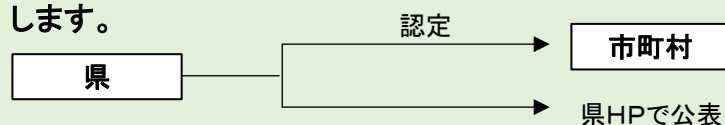


【認定申請に必要な事項】

- ・地域名、位置
- ・申出の地域と密接に関わる集落名
- ・面積
- ・森林の現況等
- ・整備、利用の方針
- ・里山整備利用推進協議会の概要（名称、構成員、活動計画等）

里山整備利用地域の認定

県は、里山整備利用地域への認定を市町村に通知し、公表します。



※里山整備・利用活動を実施する際には森林所有者と活動団体、県の三者による協定が必要です。



里山整備・利用活動を実施

開かれた里山としての整備・利用

「開かれた里山」とは

里山整備利用推進協議会が地域の特長を活かした自立的な活動を行い、より多くの県民等が広く親しめる、レクリエーションや健康づくり、観光拠点などにも活用される身近な里山づくりに取り組む里山整備利用地域のことを指します。



「開かれた里山」としての整備・利用を行う場合は、**森林税を活用した支援を受けられます。**
そのためには、「**開かれた里山の整備・利用計画書**」を作成し、**地域振興局長から承認を受ける必要があります。**

「地域の特長を活かした自立的な活動」の例

- レクリエーションや健康づくりの拠点づくり
- 山菜やきのこ等森の恵みを楽しむ拠点づくり
- 景観等を活かした観光の拠点づくり
- 地域の歴史や文化、森林の生態等を学ぶ拠点づくり
- その他、県民等が広く親しめる拠点としての里山の整備・利用 等

「開かれた里山の整備・利用計画」作成・承認のながれ

① 計画の作成・申請

里山整備利用推進協議会にて、「開かれた里山整備・利用計画」を作成し、地域振興局(市町村林務関係窓口を經由)へ承認申請を提出

② 申請内容の確認

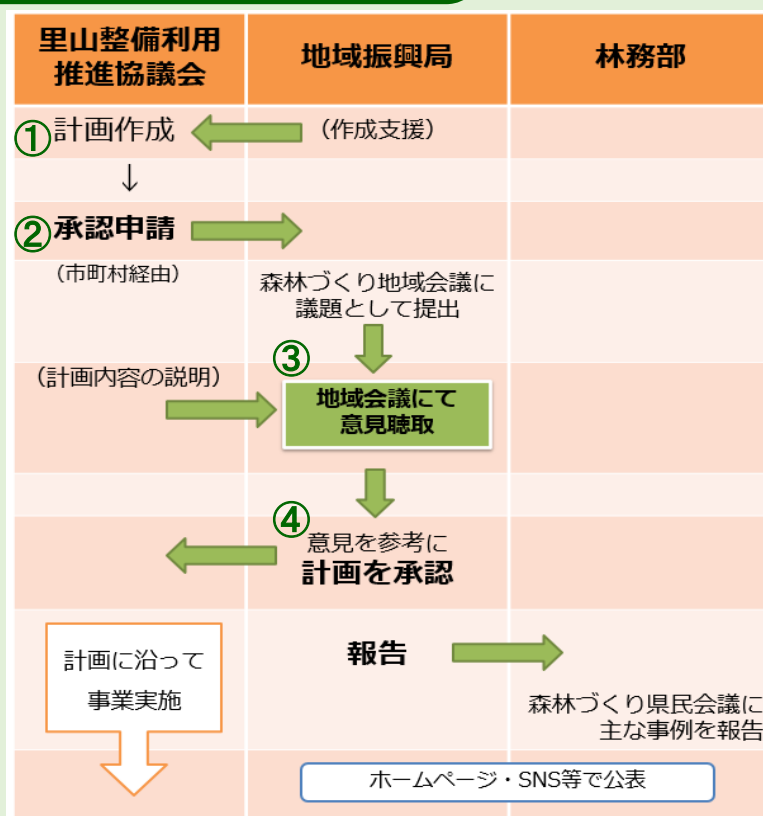
市町村を經由して、地域振興局で承認申請を受領し、内容を確認

③ 計画書の意見聴取

地域振興局が開催する「みんなで支える森林づくり地域会議」において、計画内容に関する意見を徴取

④ 計画書の認定

③での意見を踏まえ、地域振興局で計画を承認



「里山整備利用地域」では、様々な活動で支援事業を活用いただくことができます。

事業名・事業区分	事業実施主体	補助率	事業内容
里山整備利用地域活動推進事業	里山整備利用推進協議会	10/10以内	活動推進主体が行う地域活動等への支援(里山整備利用地域に認定されることが確実な場合は、認定前でも活用が可能) 【想定される事業例】 ・区域調査、研修会・説明会、計画作成 ・森林を利用した地域活動等(講師謝金、賃借料(車両借り上げ等)、傷害保険料、燃油代、テキスト購入、林内活動用具、印刷費、苗木、通信費、その他消耗品費) 【留意点】 ・支援期間は最長3年間 + 「開かれた里山」は2年間延長支援
里山資源利活用推進事業	里山整備利用推進協議会	3/4以内	活動推進主体による資機材の導入等 【想定される事業例】 ・チェーンソー、薪割機、簡易ウインチ、チップパー、移動式トイレ等 ・林内歩道 【留意点】 ・支援制度は複数年にわたり活用可能 ・ただし、上限補助金額は1,125千円(事業費1,500千円) ・「開かれた里山」は + 上限750千円(事業費1,000千円)を追加支援
森林サービス産業人材育成事業(里山利活用人材の育成)	県	-	里山を管理・利用する地域活動のコーディネートや技術指導等を行う人材、地域の里山を維持管理する人材を育成 【想定される事業例】 ・地域リーダー育成のための研修会等の実施 ・安全講習会のための講師派遣等
みんなで支える里山整備事業(開かれた里山の整備事業)	里山整備利用推進協議会、同協議会会員	9/10以内	里山整備利用地域のうち「開かれた里山」において地域が主体的に行う森林整備等 【想定される事業例】 ・修景林間整備、花木等植栽等、県民が広く親しめる里山づくりに欠かせない森林整備、歩道整備 ・地域住民を中心とするボランティア等による森林整備活動 【留意点】 ・1施行地0.1ha以上 ・里山の利活用、皆伐等を制限する10年間の協定が必要 ・同一施業への支援は1回のみ

里山整備利用地域に関することは、県庁森林政策課又はお近くの地域振興局林務課まで、お気軽にお問い合わせください。

所属	連絡先
県庁森林政策課企画係	tel : 026-235-7261 Fax : 026-234-0330 E-mail : rinsei@pref.nagano.lg.jp

地域振興局林務課(普及係又は普及林産係)			
佐久	0267-63-3154	木曽	0264-25-2225
上田	0268-25-7138	松本	0263-40-1928
諏訪	0266-57-2920	北アルプス	0261-23-6522
上伊那	0265-76-6825	長野	026-234-9523
南信州	0265-53-0425	北信	0269-23-0216

詳しくお知りになりたい方は御相談ください。地区説明会にも伺います。



【里山整備利用地域の認定】

1 里山整備利用地域の認定にはどれくらいの面積が必要か

継続的に森林の利活用を図るためには、一定程度の面積が必要との考え方から、長野県ふるさとの森林づくり条例事務取扱要領第33では、「5ヘクタール以上の一団の森林」を対象とすることにしています。

ただし、地形や森林の状況などのやむを得ない理由により5ヘクタール以上の面積が確保できない場合は、5ヘクタール未満でも認定を行うことにしています。

2 認定を受ける森林が離れていても（飛び地等でも）いいのか

認定地域は、連続する一団の森林が望ましいと考えていますが、地形や森林の状況などで一団の森林を対象とすることが困難な場合は、活動推進主体が一体的に整備及び利用できる範囲であれば、飛び地になっても差し支えありません。

3 認定の申出にあたり、森林所有者から同意を取得する必要があるか

認定の申出の時点で森林所有者の同意は必要ありませんが、地域の理解を得ておく必要があります（例えば、自治会役員などの地域の主な関係者）。

なお、具体的な里山の整備及び利用に係る活動を行う場合には、その活動を行う森林において、里山利用協定（所有者、整備・利活用団体、地域振興局の三者協定）を締結することが必要になりますが、この協定については、地域認定後、実際の活動を行うまでに締結いただければ結構です。

4 認定地の全てを整備や利用の対象としなければならないか

認定地域の全てで整備や利用を行う必要ありません。認定地域の一部の森林で中心的な活動を実施するなど、地域の実情に合わせて整備や利用活動を実施していただければ結構です。

里山整備利用地域における様々な取組（例）

みんなで支える里山整備事業

里山整備利用地域では、地域の特徴に応じ、様々な森林づくりが支援対象となります。

人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐（搬出を含む）、更新伐、森林作業道整備、付帯施設（鳥獣害防止施設等整備）、つる切り、修景林間整備（枯損木除去を含む）、竹林整備、簡易作業路開設



地域協働による里山の利活用

古くから地域が共同で利用していた里山を活用し、地域の絆を深めるため、地域住民が自ら里山の整備を実施。

里山整備利用地域活動推進事業

指導者の謝金・旅費、傷害保険料、燃油代、テキスト購入・印刷費、会場使用料、通信費、消耗品費（杭、テープ、ヘルメット、手袋、のこ切り等）など



災害に強い森林づくり

地域の生活に密接な関係のある里山を自らの手で守ろうと、災害に強い森林づくりを地域ぐるみで実施。

里山整備利用地域活動推進事業

指導者の謝金・旅費、傷害保険料、燃油代、賃借料（車両借り上げ）、テキスト購入・印刷費、通信費、消耗品費（杭、テープ、ヘルメット、手袋、のこ切り等）など
（苗木代等を含む植栽や間伐等の森林整備は「みんなで支える里山整備事業」の支援対象）



薪による里山資源の利活用

里山の資源を薪として循環利用し、地域に販売収益を還元することで、森林所有者の意欲を喚起。

里山整備利用地域活動推進事業

指導者の謝金・旅費、傷害保険料、燃油代、賃借料（薪割り機、ウインチ等）、テキスト購入・印刷費、通信費、消耗品費（杭、テープ、ヘルメット、手袋、のこ切り等）など
（原材料となる立木の伐採を含む森林整備は「みんなで支える里山整備事業」の支援対象）



森林の観光利用

森林セラピーや森林体験活動と地域の観光業を組み合わせ、地域の魅力向上による地域振興を展開。

里山整備利用地域活動推進事業

指導者の謝金・旅費、傷害保険料、燃油代、委託料(歩道等の維持)、簡易な案内板、パンフレットの作成、巨樹・古木の保存活動(薬剤、樹名板、簡易な柵の設置等)、通信費、消耗品費(杭、テープ、ヘルメット、手袋、のこ切り等)など



特用林産の生産・栽培

炭の生産やきのこ・山菜等の栽培に里山を利用し、地域資源を活かした副業的な取組を展開。

里山整備利用地域活動推進事業

指導者の謝金・旅費、傷害保険料、燃油代、テキスト購入・印刷費、炭焼き・きのこの等の栽培活動(窯の加工、原木、種駒、ドリル、プランター、遮光ネット、収穫・保存用品等)、通信費、消耗品費(杭、テープ、ヘルメット、手袋、のこ切り等)など



森林環境教育の推進

里山の多様性を活かした教育や子育てにより、学びの質の向上と地域への愛着を持った人材を育成。

里山整備利用地域活動推進事業

指導者の謝金・旅費、傷害保険料、燃油代、テキスト購入・印刷費、森林環境教育活動(教育用キット、林内活動用具(ロープ、ネット等))、通信費、消耗品費(杭、テープ、ヘルメット、手袋、のこ切り等)など

里山整備利用地域活動推進事業

上記活動のほか、里山整備利用推進協議会が行う地域内の資源把握のための現地調査(賃金、委託料、消耗品費等)、里山整備利用計画の作成(指導者謝金、印刷費等)、協議会の運営経費(会場使用料、通信費、消耗品、印刷費)等も支援対象



令和5年度 森林税活用事業

千円

事業名	事業概要	県全体 当初予定	松本管内		備考
			当初予定	実績	
I 森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり		241,800	4,608	2,779	
1 信州の森林づくり事業 (人工造林・初期保育嵩上げ)	主伐・再造林等の加速化を図るため、人工造林・下刈り等の初期保育を支援	93,600	未定	1,167	新規
2 防災・減災のための 里山整備	未整備の里山のうち、防災・減災のための優先的に整備が必要な里山の間伐等の森林整備を支援 (一部国庫補助活用)	148,200	4,608	1,612	安曇野市 6ha
II 森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり		135,620	1,573	7,815	
3 開かれた里山の整備事業 (ハード)	より多くの県民が里山の森林に親しむことができるよう「開かれた里山」の整備を推進	34,400	未定	0	
4 開かれた里山の整備 ・利用推進事業(ソフト)	地域住民等による自立・持続的な里山の森林管理体制を確立するため、「里山整備利用推進協議会等」が行う整備・利用計画の樹立や資機材導入等の活動基盤整備を支援	21,190	未定	124	床尾・平出地区
5	【広く県民が利用する施設等の木造・木質化】 モデル的な木造・木質化等の整備(民間施設等の木造・木質化等の支援、県有施設の木造・木質化等の推進)	38,550	未定	0	
6 あたりまえに木のある 暮らし推進事業	【木工体験の推進支援】 小中学生等を対象とした県域で行う木工体験活動(木工教室、木工工作に関するコンクールの開催等)を支援	1,050	未定	0	県庁直接執行
7	【長野県産材CO2固定量認証】 ・県産材を一定量以上使用した建築物や木製品のCO2固定量を認証 ・県内外の展示会等を活用し、工務店等に対する認証制度の広報活動を推進	400	(0)	—	県庁直接執行
8	【信州やまほいく認定団体保育環境等向上事業】 自然保育に係るフィールド等の整備を行う認定園に対し、整備費用を補助 (県民文化部)	(5,800)	(1,573)	(988)	認定こども園 ひなたぼっこ
	【森林環境教育活動支援】 地域の里山や学校林を利活用して行う森林環境教育を支援	6,230	未定	(698) 1,005	(波田学園) 明善小学校 岡田小学校 寿小学校 筑摩小学校 山形小学校
9	【まちなかの緑地整備・保全】 信州まちなかグリーンインフラ推進計画に基づく街中の緑化・整備等の実施、支援 (建設部)	(18,000)	未定	(2,000)	松本駅～ 深志3丁目
10	【観光地の景観整備(県単道路橋梁維持修繕費)】 景観形成のための街路樹の整備・植樹 (建設部)	(10,000)	未定	(3,000)	松本駅～ あがたの森
III 森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援		33,363	0	0	
11	【森林サービス産業活動支援事業】 ・フィールド活動のための森林空間整備、施設整備 ・森林サービス産業等創業、地域活動支援 ・森林の里親契約等の企業連携 ・ニーズ把握・管理業務委任のための調査研究の実施	12,886	未定	0	
12	【森林サービス産業人材育成支援事業】 以下に掲げる人材の育成及び資質向上のための講座の開催等 ・森林セラピー基地等を多面的に利用・案内ができるガイド ・森林を核とした地域活性化を進める地域コーディネーター ・里山利用の牽引役やフォレスト・アテンダント	6,738	未定	0	新規 県庁直接執行
13	地球温暖化防止吸収源対策推進事業(長野県森林CO2吸収評価認証制度)	309	(0)	—	県庁直接執行
14	信州ネイチャーセンター 構築事業	(1,900)	(0)	—	県庁直接執行
15	多様な林業の担い手 確保育成事業	11,530	(0)	—	新規 県庁直接執行
IV 市町村と連携した森林等に関連する課題の解決		205,887	58,527	30,275	
16	【ライフライン等の保全対策】 ・ライフライン等保全のための支障木等の伐採	66,600	13,815	12,344	
17	【観光地の景観整備】 ・観光地の魅力向上に向けた森林整備	24,192	9,279	6,803	
18	【緩衝帯の整備】 ・野生鳥獣による被害防止のための森林整備	15,660	0	0	
19	【森林の病虫害被害対策】 ・病虫害による枯損木有効活用及び森林外や未被害市町村での被害木処理等	60,060	35,433	11,128	
20	河畔林整備事業	(39,375)	未定	(0)	
V 普及啓発、評価検証		8,200	473	242	
21	みんなで支える森林づくり 推進事業	8,200	473	242	
合 計		624,870	65,181	41,111	

令和5年度 森林税活用事業の成果

1. やまほいくのフィールド整備や学校林の整備等

【森林環境教育活動支援】

○学びと育ちの森づくり推進事業

(1) 森林環境教育フィールドの整備

歩道の整備【寿小学校】

施行前



施工後



(参考) 学級だより

里山体験学習

～自然との触れ合い～

27日(水)に里山体験学習に行ってきました。6月の美ヶ原登山とはまた違った山の景色を眺めたり川に住む生き物を探したり、きのこを探ったり思い思いの活動に夢中になっていました。

大きなカラマツを伐採する様子を見せていただいたり枝をのこぎりで切って名札を作ったりと、日ごろなかなか味わうことのできない山の恵を感じる体験ができました。これから行う林業の学習にも活かしていきたいと思います。

持ち物・おにぎりの準備などありがとうございました。



(2) 森林環境教育活動の推進

森林資源の活用・循環学習【岡田小学校】



2. 市町村森林整備支援事業 【ライフライン等の保全対策】

【筑北村】

施工中



施工後（伐倒、玉切・整理 39本）



3. 市町村森林整備支援事業

【観光地等の景観整備】

【麻績村】

施行箇所



施工後（アカマツ枯損木処理 430本）



伐根確認



森林税 P R 看板



4. 市町村森林整備支援事業

【森林の病害虫被害対策】

【安曇野市】

施行箇所



施工後（アカマツ利活用 250m³）



令和6年度 森林税活用事業

千円

事業名		事業概要	県全体 当初予算	松本管内		備考
				当初予算	実施見込	
I	森林の若返り促進と安全・安心な里山づくり		330,780	21,392	19,351	
1	信州の森林づくり事業 (人工造林・初期保育嵩上げ)	主伐・再造林等の加速化を図るため、人工造林・下刈り等の初期保育を支援	174,580	1,000	1,000	新規
2	防災・減災のための 里山整備	未整備の里山のうち、防災・減災のための優先的に整備が必要な里山の間伐等の森林整備を支援 (一部国庫補助活用)	156,200	20,392	18,351	松本市10ha 塩尻市10ha
II	森や緑、木のぬくもりに親しむことのできる環境づくり		161,872	5,984	18,206	
3	開かれた里山の整備事業 (ハード)	より多くの県民が里山の森林に親しむことができるよう「開かれた里山」の整備を推進	56,000	4,538	0	
4	開かれた里山の整備 ・利用推進事業(ソフト)	地域住民等による自立・持続的な里山の森林管理体制を確立するため、「里山整備利用推進協議会等」が行う整備・利用計画の樹立や資機材導入等の活動基盤整備を支援	23,472	1,049	613	島内山田地区 贅川中畑地区
5	あたりまえに木のある 暮らし推進事業	【広く県民が利用する施設等の木造・木質化】 モデル的な木造・木質化等の整備(民間施設等の木造・木質化等の支援、県有施設の木造・木質化等の推進)	38,550	未定	8,186	3施設
6		【木工体験の推進支援】 小中学生等を対象とした県域で行う木工体験活動(木工教室、木工工作に関するコンクールの開催等)を支援	1,050	(0)	－	県庁直接執行
7		【長野県産材CO2固定量認証】 ・県産材を一定量以上使用した建築物や木製品のCO2固定量を認証 ・県内外の展示会等を活用し、工務店等に対する認証制度の広報活動を推進	400	(0)	－	県庁直接執行
8		【信州やまほいく認定団体保育環境等向上事業】 自然保育に係るフィールド等の整備を行う認定園に対し、整備費用を補助(県民文化部)	(6,000)	未定	(0)	公募事業
9	やまほいくのフィールド 整備や学校林の整備等	【森林環境教育活動支援】 地域の里山や学校林を利活用して行う森林環境教育を支援	8,710	397	407	明善小学校 寿小学校 山形小学校
10	まちなかの緑・街路樹 の整備	【まちなかの緑地整備・保全】 信州まちなかグリーンインフラ推進計画に基づく街中の緑化・整備等の実施、支援(建設部) 【観光地の景観整備(県単道路橋梁維持修繕費)】 景観形成のための街路樹の整備・植樹(建設部)	(17,690) (10,000)	未定 未定	(4,500) (4,500)	松本駅～ 深志3丁目 松本城～ 千歳橋 松本駅～ あがたの森
III	森林・林業活動に取り組む多様な人材・事業体への支援		52,056	900	900	
11	森林サービス産業総合 対策事業	【森林サービス産業活動支援事業】 ・フィールド活動のための森林空間整備、施設整備 ・森林サービス産業等創業、地域活動支援 ・森林の里親契約等の企業連携 ・ニーズ把握・管理業務委任のための調査研究の実施	24,959	900	900	松本市
12		【森林サービス産業人材育成支援事業】 以下に掲げる人材の育成及び資質向上のための講座の開催等 ・森林セラピー基地等を多面的に利用・案内ができるガイド ・森林を核とした地域活性化を進める地域コーディネーター ・里山利用の牽引役やフォレスト・アテンダント	5,892	(0)	－	県庁直接執行
13	地球温暖化防止吸収源対 策推進事業(長野県森林 CO2吸収評価認証制度)	森林の里親企業等から申請された間伐等実施地の森林CO2吸収量の評価審査及び認証	252	(0)	－	県庁直接執行
14	信州ネイチャーセンター 構築事業	自然観察インストラクターや自然公園施設を活用した取組をしている者を対象とした、以下の講習会・研修会の開催 ・エコツアーの企画立案やガイド技術等に係る講習会 ・フィールドワークによる実践的な研修会(環境部)	(2,000)	(0)	－	県庁直接執行
15	多様な林業の担い手 確保育成事業	以下に掲げる林業を支える裾野の担い手となる就業者の確保のための事業 ・中学生における職場体験、副読本制作及びイベント開催等 ・他産業との兼業や林福連携に取り組む事業者に対する給付 ・安全具等装備品、特別教育や特殊健診等の職場環境改善を図る事業者支援 ・林業の創業等に必要な初期投資に対する支援	18,953	(0)	－	県庁直接執行
IV	市町村と連携した森林等に関連する課題の解決		215,350	71,907	32,351	
16	市町村森林整備支援事業	【ライフライン等の保全対策】 ・ライフライン等保全のための支障木等の伐採	63,000	12,785	5,101	
17		【観光地の景観整備】 ・観光地の魅力向上に向けた森林整備	24,300	9,351	3,642	
18		【緩衝帯の整備】 ・野生鳥獣による被害防止のための森林整備	28,000	0	957	
19		【森林の病害虫被害対策】 ・病害虫による枯損木有効活用及び森林外や未被害市町村での被害木処理等	60,000	49,771	22,651	
20	河畔林整備事業	市町村が管理する準用河川区域及びその周辺の河畔林のうち、市町村が行う防災効果の高い箇所での除間伐を支援(建設部)	(40,050)	(0)	(0)	
V	普及啓発、評価検証		8,526	627	400	
21	みんなで支える森林づくり 推進事業	・森林の役割や森林づくりの重要性等について、県民の理解を深めるための広報、普及啓発活動 ・県民会議・地域会議による森林税活用事業の評価、検証	8,526	627	400	
合 計			768,584	100,810	71,208	

県産材を沢山使い木の温もりを感じられる

素敵なお店になりました。

〒399-8211

長野県安曇野市堀金烏川

4343-5

☎ 0263-73-0826



下伊那郡根羽村の桧と杉を

使用しています。



美容室 StrawberryY's



令和 6 年度 みんなで支える森林づくり推進事業

1 目的

森林の役割や森林づくりの重要性等について、県民の理解を深め、多様な主体による森林づくりを促進するため、長野県森林づくり県民税（以下「森林税」という。）とその活用事業について周知啓発を行うとともに、広く県民から意見を聴取する。

2 令和 6 年度事業の実施状況（予定）

(1) 森林税及び森林税活用事業の広報

- ・イベント（「信州 山フェスタ」）にブースを出展し、木工体験等を通じ森林・森林に対する理解を醸成するとともに森林税及び活用事業に関する広報を実施
- ・管内各地域で開催される森林・林業に関するイベントにおいて、ポスターを展示して広報を実施

(2) 県民の代表者からの意見聴取

- ・地域における森林税活用事業に関する意見を聴取するため、みんなで支える森林づくり松本地域会議を開催（予定）

【令和 6 年度事業の実施例】「信州 山フェスタ」出展について

1 日 時

令和 6 年 7 月 20 日（土・祝） 9：30～17：00

2 会 場

キッセイ文化ホール（松本市）

3 イベントの概要

別紙『「信州山フェスタ」チラシ』のとおり

4 出展の概要

- ・「信州 山フェスタ」に長野県林務部、松本地域振興局林務課のブースを出展
 - ・長野県産スギ材のミニ椅子キットを組み立てる木工体験を実施
 - ・レッドハウスファニーニチャー（塩尻市）が製作した木製パイロン、椅子、バスケット等を展示、松本地域の木工製品のパンフレットを配布
 - ・地域のアカマツ材を利用した木製マグネットをノベルティとして配布
 - ・森林税、森林税活用事業を紹介するポスターを展示し、来場者に森林税のチラシを配布
 - ・イベント参加者約 1,300 人（文化ホール村上副館長より）
 - ・林務課のブース来訪者は 200 名程度
- ※出展内容は写真を参照



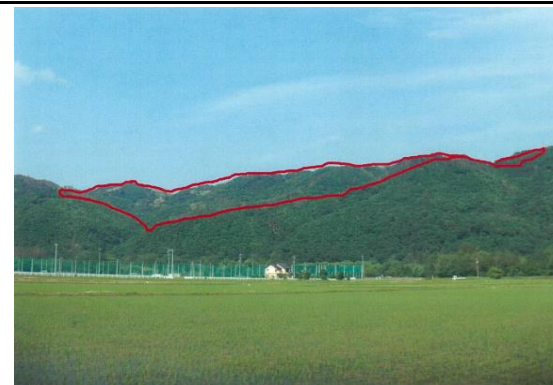
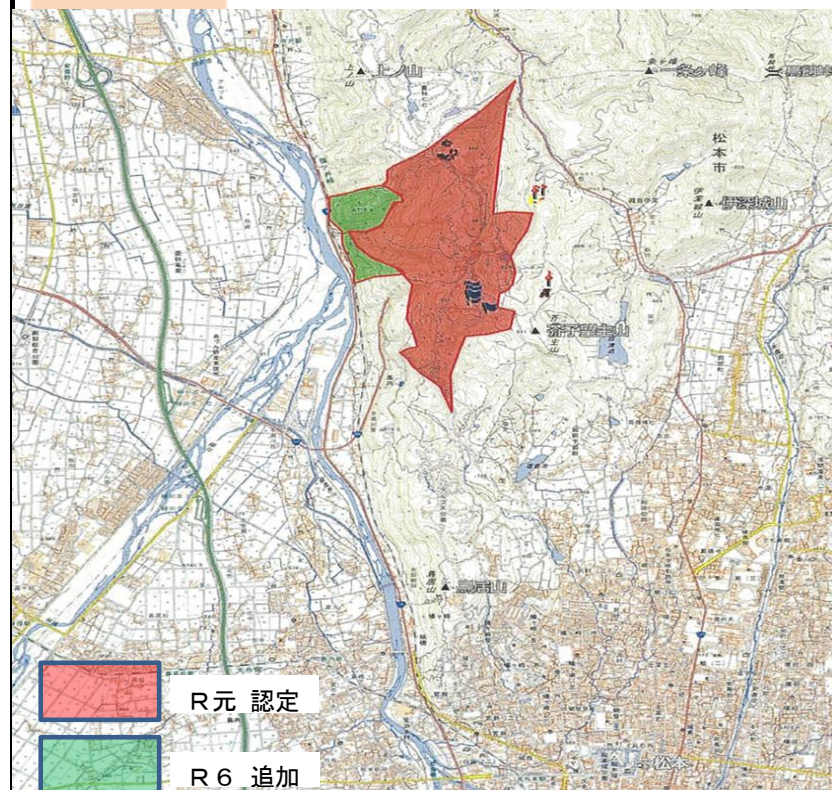




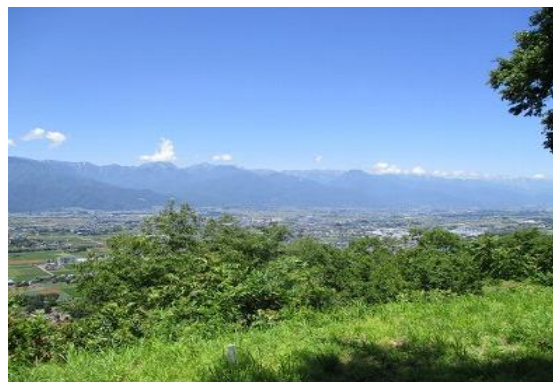
島内山田地区 里山整備利用地域 活動概要

名称	島内山田地区 里山整備利用地域				
中心となる集落	松本市 島内山田地区				
認定年月日	当初：令和元年7月11日 (変更：令和6年1月15日)	認定面積	144 180	ha	開かれた里山の整備・利用計画の承認 令和6年3月12日
活動推進主体	島内山田地区地域振興協議会 構成員：（個人）地域住民等54名（令和6年1月現在） （団体）松本広域森林組合、山田炎の会、山田伝承会 3団体				
概要	当該里山整備利用地域は、松本市の北側広陵地に位置し、標高約800mの集落から眺める安曇野・北アルプスの眺望は絶景の地で、山野草、野鳥、昆虫など貴重な動植物が非常に多く生息する自然豊かで、遺跡や史跡が多く存在する地域です。 また、古くから炭焼きが盛んで、現在も伝承されとともに、この技術が「山田窯」という陶器窯として活かされ、里山資源の有効利用につながっている。 しかし、生活様式の変化や木材価格低迷等により、薪、炭の用途が減少し、森林資源の荒廃が進み、アカマツの松くい虫被害が急拡大が進んでいるとともに、イノシシ等の野生鳥獣による耕作地への被害が進んでいます。このため、以前より町会で実施していた里山環境整備活動と森林組合による森林造成事業を組み合わせ、里山の森林整備を進めてきた。こうした継続した取り組みを行うとともに、特用林産物の栽培や希少な野生動植物の保護活動など、もっと地域資源を活かしたいという機運向上から、令和元年に地域協議会を発足、里山整備活動を行ってきた。				
活動経過	【定期活動】（継続的に毎年度実施） ・防護柵周辺の刈払い ・散策路の開設と維持管理 ・森林整備後の林地から薪材やシイタケ等原木利用 【その他活動】 ・山野草の育成 ・文化財（散策路、天然記念物、遺跡、史跡、伝承）マップの作成・配布 【開かれた里山の活動】 ・シイタケ駒打ち体験(R6年5月、参加13名) ・陶芸教室(R6年6月・9月、参加20名) ・里山のくらし講演会(R6年12月、募集10名)				
里山整備状況	【森林整備】森林造成事業（更新伐、樹種転換、植栽等）を活用し、構成員である森林組合に委託し、事業の実施に取り組んでいる。 ・間伐 合計面積 0.8ha ・樹種転換 合計面積 0.62ha ・植栽 合計面積 0.25ha ・作業道設置 合計延長 207m				

位置図



全景



平瀬本城からの眺め

森林整備状況

松くい虫被害等で荒廃した森林を整備し、林地残材を整理することにより、林内が明るく、入りやすくなったことにより、地域の人々が里山に親しめるようになる。



活動状況

散策路の調査や防護柵の維持管理活動



森林整備で伐採した材を窯焼きの燃料として活用



シイタケ駒打ち体験



みんなで支える森林づくり松本地域会議開催要綱

(開催目的)

第1 県民等の意識の醸成を図りながら、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるための森林づくりを進めていくため、松本地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策及び森林づくり指針の改定について、地域住民の代表等から意見をいただくことを目的として、みんなで支える森林づくり松本地域会議（以下「地域会議」という。）を開催する。

(会議事項)

第2 松本地域振興局は、松本地域における長野県森林づくり県民税を財源とした施策のあり方の検討、事業実施後の成果の検証等及び森林づくり指針改定について地域会議において意見を聴く。

(構成員)

第3 地域会議は、局長が依頼する者をもって構成する。

(組織)

第4 地域会議に、座長を置く。

2 座長は、構成員の互選によって決定し、地域会議の進行を担当する。

(開催期間)

第5 地域会議は、令和8年3月31日までの間、開催するものとする。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、地域会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

付 則 この要綱は、平成20年6月20日から施行する。

付 則 この要綱は、平成22年5月26日から施行する。

付 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成25年10月17日から施行する。

付 則 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

付 則 この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

付 則 この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

付 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

みんなで支える森林づくり松本地域会議 構成員名簿

任 期 令和6年11月～令和8年3月

区 分	団 体・役 職 等 氏 名（五十音順）	備 考 （「みんなで支える森林づくり推進会議 の設置及び運営に関する方針」第3の2 項による区分）
建築士会	一級建築士 牛山 奈々（うしやま なな） 様	森林・林業関係の代表者 （関係団体）
商工会議所	塩尻商工会議所中小企業相談所 太田 美絵（おおた みえ） 様	企業の代表者 （経済団体）
環境教育機関	森林環境教育研究室室長 佐藤 喜男（さとう のぶお） 様	学識経験者 （森林・林業関係）
森林所有者代表	松本広域森林組合代表理事専務 武井 均（たけい ひとし） 様	森林・林業関係の代表者 （森林所有者）
ボランティア、 NPO等	自然エネルギーネットまつもと代表 平島 安人（ひらしま やすひと） 様	県民の代表者 （NPO法人等）
消費者団体	安曇野市消費者の会 平林 千代（ひらばやし ちよ） 様	県民の代表者 （消費者団体）
市町村行政	松本市森林環境課課長 藤牧 靖次（ふじまき やすじ） 様	行政（市村）の代表者
木材加工業	（有）柳沢木工所 木育インストラクター 柳澤 由香利（やなぎさわ ゆかり） 様	森林・林業関係の代表者 （林業関係従事者）